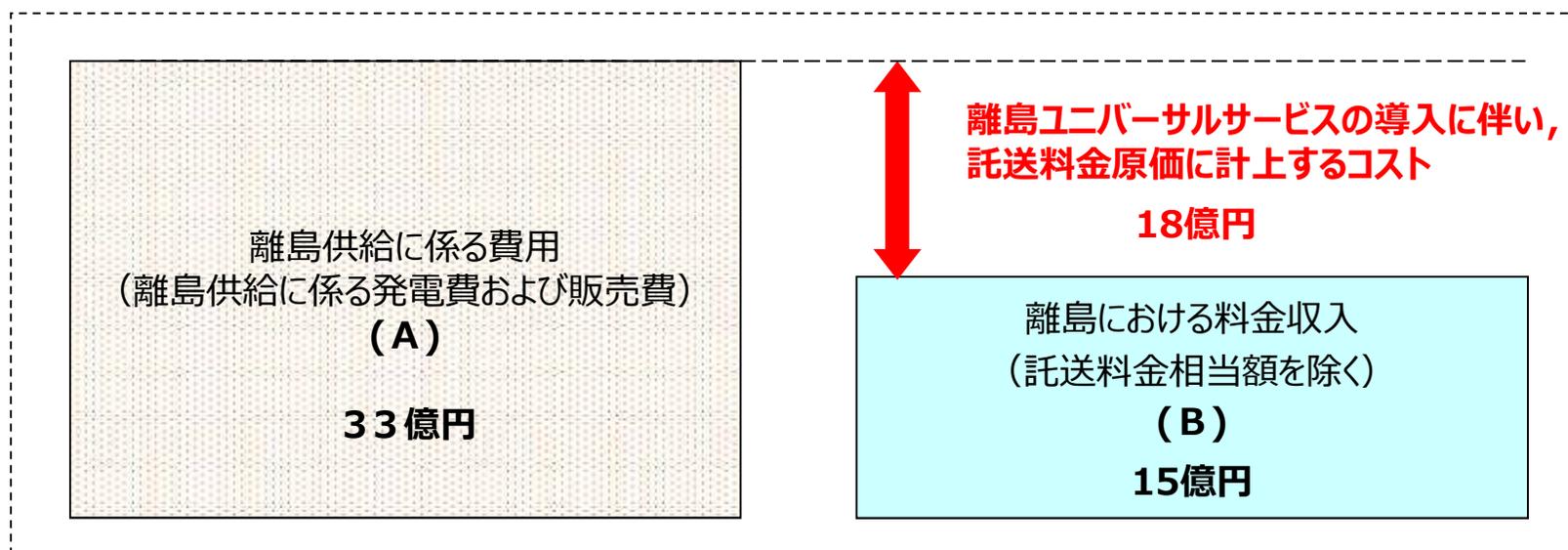


離島ユニバーサルサービスに係る コストについて

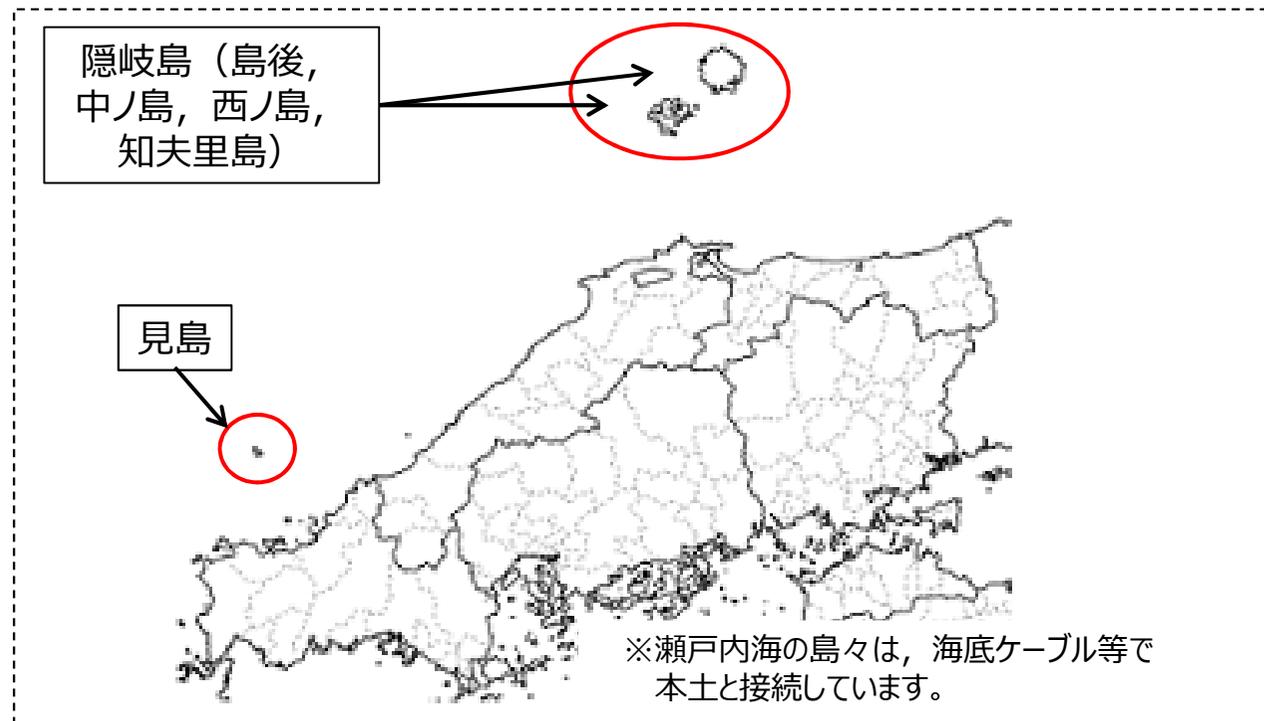
平成27年10月
中国電力株式会社

- 離島は主要系統に接続しておらず，また本土に比べ発電所の規模が小さく使用する燃料がA重油に限られるなど，発電コストが構造的に高くなるを得ないことを踏まえ，平成28年4月の小売全面自由化以降，供給区域内の他の地域と遜色のない料金水準で供給することが一般送配電事業者の義務づけられます（離島ユニバーサルサービス）。
- これに伴い，離島ユニバーサルサービスの提供に必要なコストとして，離島供給に係る費用（A）から離島における料金収入（B）を差し引いた額を，託送料金原価に計上しました。
（託送料金原価への計上額：18億円，0.03円/kWh）

<離島ユニバーサルサービスに係るコストの原価算入イメージ>



| | 隠岐島（4島） | 見島（1島） |
|------|---|---|
| 所在地 | 島根県隠岐郡 | 山口県萩市 |
| 人口 | 約2万人 | 約1千人 |
| 電力需要 | 111百万kWh（H28~30平均） | 8百万kWh（H28~30平均） |
| 供給力 | <ul style="list-style-type: none"> ・内燃力発電所 2カ所 92% ・水力発電所 2カ所 1% ・他社購入（FIT） 7% | <ul style="list-style-type: none"> ・内燃力発電所 1カ所 100% ・他社購入（FIT） a% |



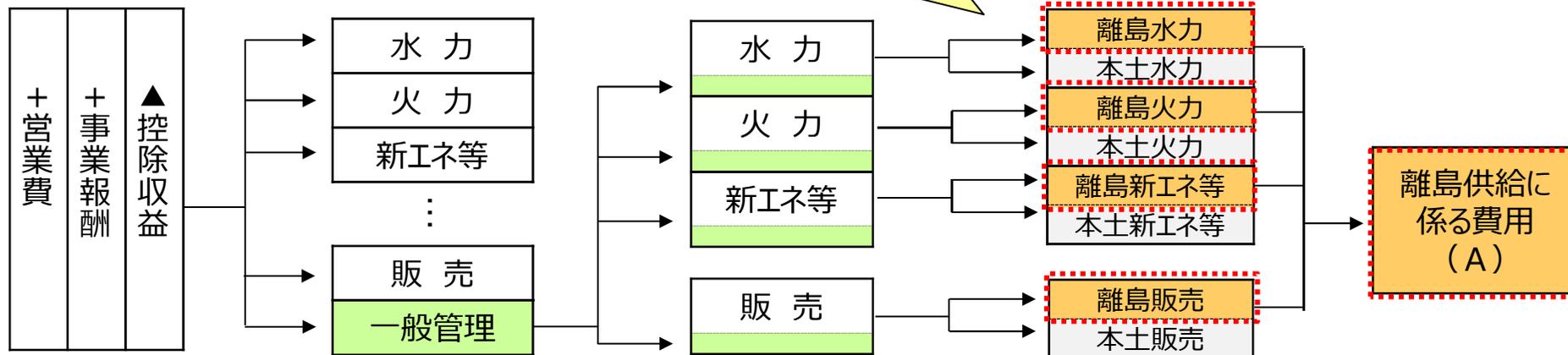
2. 離島ユニバーサルサービスに係るコストの算定について（1）

- 離島ユニバーサルサービスに係るコストの対象とした費用（A）は、離島供給に係る水力・火力・新エネルギー等発電費および販売費，料金収入（B）は、離島における電灯料・電力料です。
- 具体的な算定は、従来からの算定方法を踏まえ、発電費・販売費のうち離島供給分として特定できるものは直接整理（＝直課）し、特定できないものについては比率を用いた配分により抽出しています。
- なお、離島供給に係る費用のうち9割以上が直課によるものです。

| | | | 託送料金原価に織り込んだ費用等の内容 |
|----------------------------|----------|------|-------------------------------|
| 離島供給に係る費用（A） | ①発電費 | 水力 | 隠岐島の水力発電所に係る費用 等 |
| | | 火力 | 隠岐島および見島の内燃力発電所に係る費用 等 |
| | | 新エネ等 | 隠岐島および見島におけるFIT電気の買取費用 等 |
| | ②販売費 | | 隠岐島の営業所に係る費用 等 |
| 離島における料金収入（B） | ③電灯料・電力料 | | 隠岐島・見島における電灯料・電力料（託送料金相当額を除く） |
| 離島ユニバーサルサービスに係るコスト（＝①＋②－③） | | | |

<離島供給に係る費用の算定フローのイメージ>

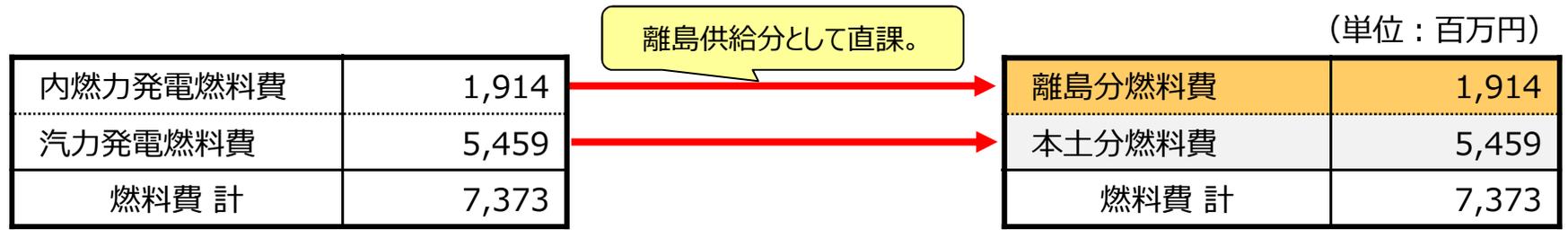
直課および比率を用いた配分により離島供給分を算定。



※配分比率については、現行の託送料金算定規則で規定されている比率を準用。

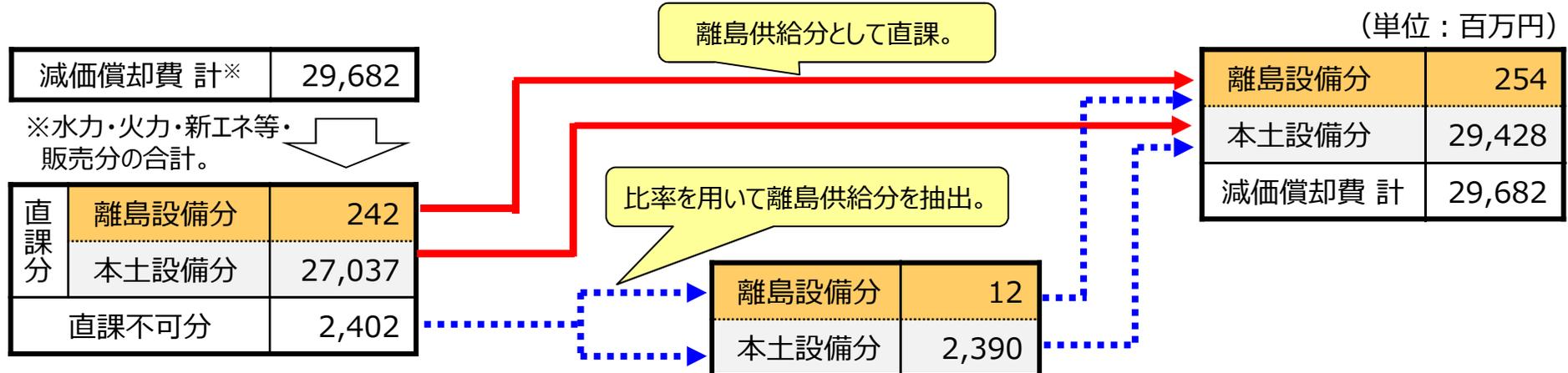
(例 1) 燃料費

- 当社の火力発電設備のうち、離島に設置されているのは内燃力発電設備のみであり、一方、本土に設置されているのは汽力発電設備のみであるため、内燃力発電燃料費については、全額を離島供給分として直課しました。
- なお、燃料費以外の費目についても、内燃力発電費については全て離島供給分として直課しています。



(例 2) 減価償却費

- 減価償却費には、離島に設置された発電設備等をもとに個別算定した直課可能なものと、一般管理費から配分されてきたもののよう直課できないものがあります。
- 直課できないものについては、比率を用いて費用を配分することで離島供給分を抽出しました。



※上図の金額は、原価算定期間（H28～30年度）の平均値。なお、四捨五入の関係で、合計額が一致しないことがある。

2. 離島ユニバーサルサービスに係るコストの算定について（2）

- 離島における料金収入は、離島の想定需要を前提に算定した、本土と同水準の料金でお支払いただく電気料金収入額から託送料金相当額を差し引いて算定しています。

（単位：百万kWh, 百万円）

| | 電力量 | 離島の電気 料金収入 (a) | 離島の託送 料金相当額 (b) | 離島における 料金収入 (a - b) |
|----|-----|----------------------|-----------------------|---------------------------|
| | | | | |
| 電灯 | 64 | 1,329 | 542 | 787 |
| 電力 | 54 | 1,009 | 296 | 713 |
| 計 | 119 | 2,338 | 838 | 1,499 |

※上表の金額は、原価算定期間（H28～30年度）の平均値。なお、四捨五入の関係で、合計額が一致しないことがある。

【算定諸元】

- ・離島想定需要：H27年度供給計画における離島需要相当
- ・電気料金単価：電気供給約款（H27年4月1日実施）等の単価
- ・託送料金単価：認可申請中の託送供給等約款の単価

3. 離島ユニバーサルサービスに係るコストの算定結果

6

(単位：百万円)

| | | 離島供給に係る費用 (A) | | | ③離島の 料金収入 (B) | 合計 (A+B) |
|------|---------|---------------|------|-------|---------------------|-------------|
| | | ①発電費 | ②販売費 | 小計 | | |
| 営業費等 | 人件費 | 19 | 135 | 154 | — | 154 |
| | 燃料費 | 1,914 | — | 1,914 | — | 1,914 |
| | 購入電力料 | 59 | — | 59 | — | 59 |
| | 修繕費 | 511 | 3 | 514 | — | 514 |
| | 資本費 | 295 | 12 | 307 | — | 307 |
| | 減価償却費 | (243) | (11) | (254) | — | (254) |
| | 事業報酬 | (52) | (1) | (53) | — | (53) |
| | 公租公課 | 69 | 6 | 75 | — | 75 |
| | その他経費 | 208 | 67 | 275 | — | 275 |
| 控除収益 | 電灯料・電力料 | — | — | — | ▲1,499 | ▲1,499 |
| 計 | | 3,075 | 223 | 3,298 | ▲1,499 | 1,799 |

※上表の金額は、原価算定期間（H28～30年度）の平均値。なお、四捨五入の関係で、合計額が一致しないことがある。